



平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ビケンテクノ
代表者名 代表取締役社長 梶山 龍誠
(コード：9791 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長 神月 義行
(TEL. 06-6380-2141)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(主な改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
当社グループのコンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングする。また、監査室によるグループ監査と監査役のグループ監査を充実させ、不祥事の早期発見に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理を行う。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループのリスク管理に係る諸規程を整備、制定する。
 - ロ. 監査室の監査を補完する組織として当社グループの社内監査組織を整備し強化する。
 - ハ. 当社グループの主要会議において異常事項の報告を義務付けることにより、当社グループに重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、当社社長が当社グループ全社に示達し、速やかに対応責任者を定める。

- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ロ. 当社および子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、当社および子会社の組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について整備、制定する。
 - ハ. 当社および子会社の取締役会において決定した当社グループ全社および各部門の業務執行の年度計画に基づき、月次、四半期毎の業務管理を行う。
 - ニ. 取締役、常勤監査役および執行役員により毎週常務会を開催し、取締役会の決議した方針に基づき業務全般にわたる重要事項を審議するとともに、業務担当役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と情報の共有化を図る。常務会へは必要に応じ、子会社の取締役も参加し、子会社の業務全般にわたる重要事項を審議するとともに、子会社の業務担当役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と情報の共有化を図る。
- ⑤ 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、グループコンプライアンス基本規程を定める。
 - ロ. 当社グループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を置き、当社グループのコンプライアンスについての社内啓蒙体制の充実を図る。
 - ハ. 当社および子会社の取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社および子会社の監査役に報告する。
 - ニ. 監査室は、各部門に対し「内部監査規程」に基づき、法令および社内規程の遵守状況および業務の効率性等のグループ監査を実施し、その結果を社長に報告する。法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ社内報告体制としてグループ社内通報システムを整備、制定する。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等は職務の執行に係る事項を随時、当社社長に報告するとともに、当社の常務会にて月1回子会社取締役の職務の遂行を含む活動状況・業績進捗の報告等を行う。
- ⑦ その他の当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の行動指針書を基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
 - ロ. 取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
 - ハ. 子会社経営については、自主的な経営を尊重しつつ、重要案件については当社の取締役会または常務会において事前協議を行う。また、業績や業務内容の定期的な報告も行う。

- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求めのあった場合、監査役補助者を配置する。
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査役補助者の評価、異動等においては監査役の意見を尊重した上で行うものと
し、独立性を確保する体制を整える。
ロ. 監査役補助者が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して
従事する。
- ⑩ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれら
の者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役
への報告に関する体制
当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれら
の者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して法定の事項に加え次の事項
は発見しだい直ちに監査役に報告する。
イ. 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
ロ. 当社グループの業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財産上
の問題
ハ. 監査役から業務に関して報告を求められた事項
- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこ
とを確保するための体制
コンプライアンス規程に基づき、監査役への報告を理由に当該報告者に不利益を及
ぼさない体制を整備している。
- ⑫ 監査役
の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該
職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求をしたとき
は、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該
費用または債務を支払う。
- ⑬ その他監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する
ため、常務会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行
に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対しその説明を
求めることとする。
ロ. 各部門長および担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体
制を整える。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社および当社グループは、暴力団等の反社会的活動や勢力に対しては毅然とした
態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、必要に応じて警察・顧問弁護士などの
外部の専門機関と連携を取り体制の強化を図ることとする。

以 上